

富士見公園再編整備事業 設計等モニタリング支援業務委託 仕様書

1 業務名

富士見公園再編整備事業 設計等モニタリング支援業務委託

2 目的

本業務は、川崎市（以下「市」という）が計画する富士見公園再編整備事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）」及び「都市公園法」が定める事業手法を導入して実施するに当たり、民間事業者が実施する各種業務等に関するモニタリングを支援することを目的とするものである。

なお、本業務の対象は、以下のとおりとする。

○設計モニタリング支援

PFI事業部分を実施するために事業者が設立したSPCが実施する建築施設、土木施設を対象とした設計業務。ただし、Park-PFI事業の特定公園施設としてPark-PFI事業者により整備されるアメニティ施設に係る設計業務も対象とする。

○SPC関連業務モニタリング支援

SPCが実施する統括管理業務。

3 業務内容

(1) 設計モニタリング支援

ア 要求水準事項等確認支援

SPCが実施する本施設の設計業務について、要求水準書等の市側の要求事項との整合性の確認を行う。

イ 設計図モニタリング支援

SPCが作成した設計図について、その内容が要求水準書、提案の内容等を満たしていることを確認するとともに、課題が発見された場合はその対応策や、検討課題の整理を行う。

ウ 事業者独自提案事項確認支援

SPCが実施する本施設の設計業務について、事業者提案等の事業者の提案事項との整合性の確認を行う。

エ 定例会議支援

SPCとの設計協議等に係る定例会に出席し、SPCと市の協議を支援する。定例会への出席は月1回程度を想定する。

(2) SPC関連業務モニタリング支援

ア 事業全体の進捗管理支援

SPC との定例会への出席や統括管理業務報告書の内容確認等を通じ、SPC による本事業全体の統括管理業務の実施状況を把握し、要求水準や事業者提案との整合性の確認を行う。

イ 変更契約書の締結支援

市と SPC が行う変更契約書等の締結に向けた支援を行う。なお、令和 4 年度業務では、年度別協定（令和 5 年度分）を対象とする。

4 打合せ

SPC との定例会と合わせて実施する。

5 業務の履行及び業務管理

(1) 業務計画書の提出等

受注者は、契約締結後、速やかに業務履行のための実施体制を整え、以下の項目について、協力会社も含めて業務計画書等として市に提出しなければならない。

- ①業務工程表
- ②業務実施体制
- ③その他必要な書類

(2) 受注者の責務

受注者は、本業務の円滑な遂行において必要な人員体制を整えなければならない。

6 報告書作成

(1) 事業の各段階での必要資料：部数、提出方法等はその都度協議とする。

(2) 業務報告書 2 部、電子データ 1 部

7 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

8 秘密の厳守

業務上知り得た情報及び資料は、秘密事項として厳守しなければならない。特に、個人情報の保護に関し、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 本業務の内容を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (2) 本業務のかかる一切のデータを、本市が指定した目的以外に複写又は複製してはならない。
- (3) 本業務の処理に関し、事故が生じた場合は、直ちに本市に対して口頭又は電話により通知するとともに、遅延なくその状況について書面をもって本市に報告しなければならない。

ならない。

9 その他

(1) 再委託について

本業務における総合的企画、総合的業務遂行管理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 貸与品等について

ア 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、直ちに返却すること。

イ 貸与した資料は、紛失・破損などしないように取り扱うこと。万一、紛失・破損した場合は、弁償を求めることがある。